

2025年気象庁 2days プログラム実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）の技術系学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、気象庁において行う実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入場所、期間、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生を気象庁において職業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、気象庁の業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の受入場所)

第3 実習の受入場所は、気象庁本庁（東京都港区虎ノ門）とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、2025年9月3日（水）～4日（木）の2日間とする。

(実習生のサービス等)

第5 実習生のサービス等の取扱いは、次のとおりとし、実習生は、その遵守にかかる誓約書（別紙）を実習初日に気象庁に提出しなければならない。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、気象庁職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、実習生受入担当者及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、気象庁の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に気象庁の実習生受入担当者の承認を得なければならない。

- (6) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習生受入担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習生受入担当者にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行ってはならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。

(実習に係わる費用負担)

第6 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第7 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が気象庁又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。
- (3) 実習期間中の事故により参加者が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、参加者は当該保険の保険金の範囲内で気象庁に対する求償権を放棄する。

(実習の中止及び打ち切り)

第8 重大な気象災害の発生の恐れ、または発生した場合、大きな地震が発生した場合等により、実習を実施または継続することが適切でないと気象庁が判断した場合は実習を中止又は打ち切ることができるものとする。

(その他)

第9 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、気象庁、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

誓約書

気象庁総務部人事課長 殿

気象庁において職場体験プログラムを受けるに当たり、2025年気象庁 2days プログラム実施要領等を理解し、実習生として下記のことを遵守することを誓約します。

記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習生は、実習時間中、気象庁職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、実習生受入担当者及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- 3 気象庁における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く）の開示については、実習担当者の指示に従うこと。実習終了後においても同様とすること。
- 4 実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に気象庁の実習生受入担当者の承認を受けること。
- 5 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合には、あらかじめ実習生受入担当者にその旨を連絡すること。やむを得ない場合には、事後速やかに実習生受入担当者にその旨を連絡すること。
- 6 実習期間中における障害、損害等に関しては、誠意をもって問題解決にあたること。
- 7 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。

年 月 日

氏名